

設置要綱の承認について

本フォーラムが、本年度以降継続して設置することとされたことに伴い、一部設置要綱（案・資料2、資料3）を変更しております。こちらの案にて、本年度の設置要綱とすることにつき、承認をお願いいたします。

主な変更点は以下のとおりです。

- 第1条第2項 継続設置とすることを明らかにしました。
- 第3条第2項 これまで年度が変わったところでスタートしていた当年度委員の推薦等の手続きを前倒しで行えるようにしました。
- 第3条第4項 委員の任期を原則2年としました。
- 第5条第2項、第4項、第6項 座長及び副座長の選任時期を明らかにしたうえで、任期も2年としました。
- 第11条第2項 本フォーラムの事業について、共通目的事業（自主事業）の承認が得られた場合は、共通目的基金の拠出を受け、かかる費用に充てられるようにしました。※
- 第13条 継続設置としましたので、フォーラム終了の規定も念のため設けました。

※ 費用の支出につきましては、これまで、会場費や推薦団体のない有識者委員の交通費実費等、発生時に SARTRAS の管理手数料（2020年度までは社員より支払いを受けた会費）より支払ってききましたが、本年度からは、本フォーラムの事業を、著作権法の定めにより SARTRAS が行う共通目的事業（自主事業）と位置づけ、SARTRAS 内で了承されることを前提に、同事業の基金を充てることとしたいと考えており、その根拠規定を設けました。

（自主事業としての申請の概要の案は資料4～6、共通目的事業の選定及び共通目的事業基金の管理等に関する規程は資料7をご覧ください。）

なお、基金を充てることとなった場合、今年度からは、有識者委員のみなさまにつきまして、フォーラムのためにご尽力いただいた時間単位で手当をお支払いできるようにしたいと考えております。

ご了承いただければと存じます。

【共通目的事業とは】

著作権法では、收受された授業目的公衆送信補償金の一定割合を「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事

業」(共通目的事業といいます)に支出しなければならないとしています(改正法 104 条の 15 第 1 項参照)。

授業目的公衆送信補償金は、本来全てが授業で利用された著作物の権利者に分配されるべきものです。しかし、一部の教育機関からの利用報告では分配の対象となる権利者を完全に捕捉できないことや、権利者不明の著作物の利用もあること等から、間接的ではありますが共通目的事業の実施により、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額のうち法令で定められた割合(2割、2022年度は約9億7,400万円)を権利者全体に還元することになっています。

共通目的事業は 2022 年度から開始され、実施される事業の内容については、今後本協会の共通目的事業委員会において、学識経験者の意見を伺いながら検討することとなります。